



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：仲野 智
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 Fax (03) 5842 - 5602
 毎月1日発行
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)
<http://www.inoken.gr.jp>

戦争法阻止！安心して働ける職場・社会へ 「いの健」全国センターが第18回総会

働くもののいのちと健康を守る全国センターは、12月11日、平和と労働センターにて第18回総会を開催しました。代議員・理事、傍聴・事務局など90人が出席しました。各地・各団体の取り組みの教訓が活発に語られたのち、提案された活動方針や予算などすべての議案を満場の拍手で採択しました。

開会あいさつで福地保馬理事長は、戦後70年の年に戦争法など「戦争する国づくり」が進められていることに触れ、「戦争ほど働くもののいのちと健康を脅かす行為はない」と、戦争法阻止などの国民的な運動に「いの健」センターも結集していこうとよびかけました。

過労死弁護団全国連絡会議事務局長の玉木一成弁護士、日本共産党・高橋千鶴子衆議院議員から来賓あいさつを受け、過労死防止全国センター森岡孝二代表のメッセージを紹介しました。その他にも、ILO（国際労働機関）駐日事務所・上岡恵子代表、全建総連・三浦一男委員長、全農協労連・齋藤裕委員長、日本労働弁護団幹事長・棗一郎弁護士、日本共産党副委員長・小池晃参議院議員、源進（wonjin）職業病管理財団・朴賢緒名誉理事長などからメッセージ・祝電が寄せられ紹介されました。

活動の到達を踏まえ、求められる活動を

仲野智事務局長が活動方針案を提案。①働くもののいのちと健康を脅かす安法法制の廃止を求める運動に結集しよう。②中央カレッジをはじめ、「次の活動を担う人づくり」の到達点を確認し、さらに発展させていこう。あわせて、青年・学生への働くルールの啓発・啓蒙にも力を入れていこう。③全県の地方センター結成をめざし、早期に30県の地方センター（現在29県）を実現しよう。④去年の29県＋7県での過労死防止シンポ開催を過労死防止大綱を実効あるものにしていく活動につなげよう。⑤来年1月の関西建設アスベスト訴訟に勝利し、政治的な全面解決につなげていこう。⑥ストレスチェッ



ク制度の義務化など、職場の労働安全衛生活動が重要になっている。労働組合がきちんと役割を發揮しよう。などの提案がありました。

ストレスチェックの具体化への対応も

討論では、各地域・団体の取り組みの教訓を23人が発言しました。埼玉センターからの曙ブレーキ・アスベスト訴訟の勝利和解の報告やJMIU日本IBM支部のパワハラ労災認定など勝利報告をはじめ、アスベスト訴訟や解雇などの争議、労災認定闘争などへの支援が訴えられました。各地方センターからは過労死防止のつどいや各ブロックセミナーなどの取り組み、認定闘争へ支援などの教訓が積極的に語られました。各団体からは、格差と貧困のなかでの健康問題や人手不足で長時間過密労働に追い立てられる労働者の実態などが語られました。ストレスチェックの具体化に向けた取り組みや調査活動など、労働者の健康を守る労働組合の取り組みなども積極的に語られました。

(全国センター 仲野 智)

〈今月号の記事〉

年頭のあいさつ・18期役員紹介	2面
全国センター第18回総会発言要旨	3～4面
各地・各団体のとりくみ	5～6面
全労連・国際シンポジウム	7面
過労死防止シンポジウム	8面

年頭のあいさつ

「戦争する国」には必ず人権無視のインディーセントな労働がある

働くもののいのちと健康を守る全国センター 理事長 福地保馬

国民の意向と立憲主義を乱暴に無視した「安倍のクーデター」で戦争法（安保法）が制定され、一昨年暮れに施行された「特定機密保護法」を本格的に稼働させて、国民の口と耳をふさぎ、「戦争する国づくり」の策動のなかで新しく迎えた2016年は、日本の歴史にとって大変重要な年になるでしょう。

過労死、メンタルヘルスの悪化など、労働者のいのちと健康の危機は深まっているのに、労働者の「使い捨て自由」、「生涯ハケン」、「正社員ゼロ」社会がすすむ「労働者派遣法」の改正が行われ、さらには、労基法を改正し、8時間労働を今以上に崩壊させ、ブラックな働き方を合法化し、蔓延させることが狙われています。

「戦争をする国」には、必ず、労働者のいのちと健康を脅かし、「ディーセント・ワーク」と対極の、戦争を支える人権無視のインディーセントな労働があり、直接戦闘やその支援を行う自衛隊員はもちろん、紛争地に派遣される医療労働者、兵器・弾薬、食糧などの輸送をする労働者、国内で、軍需製品の製造や修理をする工場労働者等々の人たちのいのちや心とからだの健康を奪います。



カレッジ修了式にて

昨年暮れに開催した第18回総会では「戦争法廃止！壊すな働くルール！暴走政治を変えよう！ディーセントワークをみんなの力で実現しよう」をスローガンとした活動方針を決定しました。

「いのち健センター」に結集する労働者、労災・職業病被災者・家族、医師・弁護士、研究者、労安活動家が力を合わせて、働く人びとのいのちと健康をまもるために、さらなる協同の輪を、職場に地域に広げ、「戦前」が一層現実的になる年にするのではなく、その懸念が国民の力で払拭できたという年にしたいと思います。

第18回総会で選出された役員、顧問（敬意略）

◇理事長 福地 保馬（個人会員）	金田 聖子（福祉保育労） 川口 英晴（JMIU）	吉川 正春（愛知センター） 吉田 剛（全商連）
◇副理事長 野村 幸裕（全労連） 今村幸次郎（自由法曹団） 田村 昭彦（九州セミナー） 長谷川吉則（個人会員） 西澤 淳（全日本民医連） 山下登司夫（じん肺弁連）	佐々木昭三（個人会員） 新谷 一男（京都センター） 杉田 哲也（全日本民医連） 鈴木 まさよ（大阪センター） 瀧川 聡（日本医労連） 竹下 武（愛媛センター） 武田 敦（自治労連） 塚田 朋弘（MIC） 寺西 笑子（過労死を考える家族の会） 芳賀 直（宮城センター） 橋本恵美子（国公労連） 福富 保名（建交労） 藤田 弘超（岡山センター） 松浦 健伸（全日本民医連） 馬渡 健一（石川センター） 村井 勇太（北海道センター） 森崎 巖（全労働）	山本乃里子（全教） 渡辺 利賀（生協労連） ◇監事 菅田 敏夫（長野センター） 笹本 健治（金融労連） ◇顧問 池田 寛（全国センター元事務局長） 今中 正夫（全国センター元事務局長） 岡村 親宜（全国センター元副理事長） 辻村 一郎（同志社大学名誉教授・全国センター元理事長） 細川 汀（京都府立大学元教授） 色部 祐（全国センター元事務局次長） 木下 恵市（京都センター前事務局長 全国センター元理事）
◇事務局長 仲野 智（全労連）		
◇事務局次長 岡村やよい（全日本民医連） 高島 牧子（全労連）		
◇理事 阿部 眞雄（個人会員） 井戸 秀明（民放労連） 榎本 光男（化学一般労連） 門田 裕志（東京センター）		

第18回総会

第18回総会では、23人から活動報告や訴えなどがありました。本号と次号の2回にわたり全発言の要旨を掲載します。

建設アスベスト裁判に大きな支援を

東京センター 高見京子

現在、首都圏と関西で建設アスベスト裁判がたたかわれています。関西の裁判は、2016年1月に大阪地裁と京都地裁で判決が予定されています。

首都圏アスベスト裁判は、東京高裁でたたかわれていて3月結審といわれています。原告団では、「原告の話を聞いてほしい」「共同不法行為について理解してほしい」「一人親方・中小零細業者も救済してほしい」と訴えています。そのために、裁判の公判日を増やすことを要請しています。大阪地裁、京都地裁で勝利すれば大きな分岐点になると思います。

今後は「被害者補償基金」の創設を訴え、賛同議員を増やすこと、被告企業への要請活動、署名活動を進めます。北海道や九州の裁判も続けられています。来年が全面解決に向けて大きな前進の年となります。引き続きのご支援をお願いします。

ILOから第3次勧告

日本航空解雇争議原告団 森 陽子

2010年12月9日に解雇通知を受けて5年になります。この解雇は「経営破綻」を利用した組合つぶしで国の航空行政にも責任があります。そのため、国土交通省前で宣伝活動や座り込みを行っています。こうした中、国際労働機関(ILO)が原告団の要請を受けて、11月12日に「職場復帰・再雇用に向けて会社が協議に応じ解決を図るよう」との第3次勧告を出しました。これは、2015年の2月と10月の原告団の要請に応えたものです。年末交渉を行いました。会社として無視できなくなり、春闘前に自主交渉をセットできる見通しとなりました。

航空は、平和があってこそです。戦争法廃止に向けても、航空労働者の安全と平和を守るためたたかいを進めたいと思います。

解雇を強制された労働者に労災認定

日本IBM労組 田中 純

私は、IBMで2つの裁判をたたかっています。1つは2013年の18%賃金減額のたたかいです。こちらは労基法で「10%の賃金減額を行ってはならない」という規定があり11月23日に裁判で勝利しました。2つ目の解雇問題は、昨年3月、上司から呼

び出され解雇通知を受けました。12人の仲間と一緒に提訴しています。

日本IBMは、出退勤は自己申告で長時間残業が蔓延しています。2003年に労基署から指導を受けましたが、12月10日、解雇を強いられた人のうつ病発症について労災認定が決められました。解雇された5人の裁判が来年春に予定されています。署名活動や12月25日の決起集会にご協力をお願いします。

「大綱」3年目の見直しに向けて奮闘

全国過労死を考える家族の会 中原のり子

「全国過労死を考える家族の会」が「東京弁護士会人権賞」を受賞しました。1986年から人権擁護活動に尽力されてきた方々が毎年表彰されています。遺族の力、支えていただいた弁護団、労組などの力があってこそ受賞につながったのではないかと思います。「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定されましたが、過労死ゼロ、36協定、特別条項には踏み込めませんでした。3年後の改正にむけ、家族の会等7人の委員で奮闘していきます。過労死防止シンポジウムが29カ所で行われました。地方センターのないところでもご協力いただき、このことはセンター結成にもつながるのではないかと思います。裁量労働制の拡大反対、「残業代ゼロより過労死ゼロ」と訴えていきます。

来賓あいさつ

「過労死をなくすことが国の責務」ということを明確に示した「大綱」が閣議決定されたこ



とはたいへん意義深いことです。大綱を策定する委員会には、家族の会、弁護団など7人が参加し奮闘しました。しかし、大綱ができたからといって過労死がなくなるわけではありません。精神疾患の労災は過去最高を更新し続け、脳・心臓疾患も高どまりです。特に若い人に増えています。「大綱」を具体化していかなければなりません。例えば36協定は過労死ライン以下にするというように。過労死をなくすことに逆行するような法律改正も狙われています。悪法成立阻止にむけて一緒にがんばっていきたいと思います。

過労死弁護団全国連絡会議 事務局長 玉木一成

第18回総会

知ってもらうことが大切

山梨センター 芦澤ひとみ

11月29日に過労死防止シンポがあり、92人が参加しました。山梨では、労働局交渉を3回行い、11件の事件を支援しています。パワハラ、モラハラでうつ病になり自殺するというものが多いです。私の息子は東電に勤めていましたが、上司の無視・モラハラにより19歳で自死し、今日は月命日です。殺されたと思っています。労災申請をしましたが認められず、行政訴訟を起こし、東電に対しても損害賠償請求を起こしました。モラハラ裁判は難しいと言われており、訴えて知ってもらうことが大事だと思います。資料と署名用紙をお配りしています。深沢先生のパワハラ事件の署名とあわせてご協力をお願いします。

曙ブレーキアスベスト訴訟和解へ

埼玉センター 小池昭夫

「曙ブレーキアスベスト被害損害賠償訴訟」の和解が12月25日に成立することになりました。2012年に訴訟を起こし、今年早々にも判決が出される見込みでしたが、じん肺管理区分決定や労災認定に誤りがあると被告が主張したことから、医師に対する証人尋問が8月に行われました。被告側の証言は、論文や最近の治験の理論で構成されていましたが、それらのことがじん肺法にないことを被告側が認め、裁判所は法理論を展開するところであるということから状況が変わりました。12月4日に和解案が示され、謝罪については「遺憾の意を表明する」と言う文言が入り、和解金も被告が当初提示した倍の金額でした。他のアスベスト裁判でも、みなさんのご協力をお願いします。

過労死防止シンポをすべての県で

奈良センター 谷山義博

労働安全衛生活動を労組の主たる活動にすべきと思っています。昨年、過労死防止法が成立し、11月が啓発月間に設定され奈良センターが中心となって「過労死をなくす奈良のつどい」の開催につながりました。やる気になる人が一人いれば開催できることを実感しました。今年は厚労省が主催となりましたが、県労連議長が開会あいさつを行いました。各地での集会を積み上げ、全国での成功をめざすことが必要です。

厚労省は過労死防止法とは、真逆の政策を出して

きています。金銭解雇が狙われていますが、これは労働組合の役割・職場環境をよくしようとする運動を否定するものです。労働法制について大きな運動を広げる必要があります。ストレスチェックは、うつ病のスクリーニングにさせないよう労組の関与が不可欠です。

25年の審査・裁判のまとめ

愛知健康センター・宮崎脩一

今年、創立25周年をむかえ、これまで係わった過労死等の事件について、審査・裁判の結果とそれに要した日数を調査しました。結果が出るまでの期間は短くなってきていますが、早期救済には至っていません。マニュアルと少しでも異なれば、認定しないという状況もあります。認定基準をかえていく運動をしないとイケません。全国の被災者が置かれている現状を厚労省、裁判所が調べたら、もっと正確につかめるはずです。全国センターは、厚労省に対し、労災認定の全国の現状を定期的に調査し問題を明らかにして、被災者救済の努力をするよう強く要請してほしい。

岐阜でのセンター結成にむけて愛知からも支援していきます。

.....

来賓あいさつ

過労死防止法が成立して1年がたちました。今、大切な時期を迎えています。国会では派



遣法改悪が強行されてしまいました。廃案へあと一歩まで追い込んだことは、今後の運動の大きな力となることと思います。「残業代ゼロ法案」は国民世論に押され、参議院選挙の前には出せないのではないとも言われていますが、油断することなく、労働時間規制～上限規制・インターバル規制を進めていかなければなりません。各党に呼びかけ実現をはかっていきたいと思っています。

戦争法廃止の動きも広がっています。29団体で市民連合もつくられました。「政治に関わることに覚悟を持ち始めた」という熊本ネットの方の声に感動しています。平和で安心して生き、働ける社会をめざして一緒にがんばっていききたいと思っています。

日本共産党衆議院議員 高橋千鶴子

各地・各団体のとりくみ

大阪

人間らしく働きたいってワガママですか？

第48回労災職業病学校を開催

12月5日、第48回労災職業病学校が開催され23団体71人が参加しました。

大阪安全センター、大阪労連、民法協、大阪職対連、大阪民医連の5団体から実行委員をだし、6回の実行委員会を開き準備してきました。非正規労働者が4割にまで拡大されるという情勢の中、非正規を含むすべての労働者のいのちと健康をどのように守るかをテーマに、竹信三恵子さんの記念講演と2つの特別報告、「メンタルヘルス問題」「安全問題」「労働安全衛生活動」の3つの分科会で論議しました。

竹信三恵子さんは、「世界一企業が活躍しやすい国のリアル」と題して、「ピケティの理論の本質・格差は放置すれば拡大する」についてわかりやすく解説。労働法制改悪で格差がいつそう拡大すること、安倍首相の狙いは防衛費増強と国策企業への富の集中、民力よりも国力増強にあり、富裕税と法人税の強化で所得再配分機能を回復させる運動と世論の強化をする必要があると話されました。また世界の流れは、グローバル大企業を規制する動きも出ているなど広い視点にたった講演でした（写真）。

特別報告では、公務職場での労安活動と小池江利

さんの夫の過労死認定訴訟の訴え、午後の「メンタルヘルス問題」分科会では、大阪府職労、全印総連、金融労連の職場からパワハラ事案を中心に報告があり、利益が最優先される職場で、自分がパワハラをする当事者になってしまいかねないという深刻な状況が出されました。「安全問題」分科会では、全労働から大阪府下の労災発生状況について報告を受け、化学一般関西から、外国人労働者が多く働く劣悪な環境の化学職場からの労働相談をきっかけに、労組を立ち上げ、労働環境改善にとりくんでいる報告。



「労働安全衛生活動」分科会では、労安活動の基礎的講座と、福祉保育労のメンタル不調の一次予防のとりくみが報告されました。参加者からは、「テーマ設定がよかった」「分科会でゆっくり話ができてよかった」など今後の運動につながる前向きな感想が出されており、1月に総括の実行委員会を開催し来年度につなげていきます。

(大阪センター 鈴木まさよ)

九州

学び・調査し、行動する

第26回九州セミナー in さが

11月28日～29日、第26回九州セミナーは「働くルールをすべての学生・労働者が身に付け活用しよう」をコンセプトに佐賀市内で開催し、九州各県や韓国などから約500人が参加しました。今回は昨年のセミナーで明らかとなったブラック企業社会の実態から、人間らしい働き方を実現するため、働く人々、とりわけ若い人が働くルールや社会保障制度を知り、活用できるようになろうと取り組みをすすめました。

「はたらくもののいのちと健康を守るネットワークさが」を中心に現地実行員会を2015年1月21日に結成。3月に労働安全衛生法、8月に労働法の学習会を取り組み、9月には高等学校(星生学園)で高校生を対象にワークルールの授業を実施。また「ブラック企業、ブラックバイトに負けないで！」と題したアンケートをおこない、10代、20代を中心に322枚のアンケートを回収しブラック企業やブラックバイトで働く若者の実態を浮き彫りにしました。

セミナー当日は、北海学園大学の川村雅則教授から「学校で労働法・労働組合を学ぶ」と題した記念講演（写真）と、基本コンセプトに即したパネルディスカッションで学校や職場、地域での実践報告と討論で議論を深めました。2日目には8つの分科会と教育講演2本に加え、今回の目玉である労働法や憲法の「模擬授業」をおこないました。この授業には実際に高校生も参加するなど、これから地域や職場での学習活動イメージを共有することが出来ました。今回、中身の濃い充実したセミナーを現地実行員会で開催できたことを誇りに思うとともに、九州セミナーのテーマである「学び・調査し、行動する」を実践できたことは佐賀県の運動に大きな財産をもたらしてくれる結果となりました。



(ネットワークさが 稲富公一)

各地・各団体のとりくみ

**関西 アスベスト 建設アスベスト被害の全面救済を
1月判決にむけて院内集会**

11月19日、衆議院第1議員会館において、「11.19建設アスベスト被害の全面救済を求め院内集会～来年1月、関西建設アスベスト訴訟で連続勝利判決を～」が開催されました。建設現場はわが国最大のアスベスト被害の現場であって、生み出した建材メーカーと国の責任を明確にし、建設アスベスト被害全面救済の実現が求められています。



現在、建設アスベスト訴訟は全国3高裁、5地裁で闘われていますが、2016年1月22日には大阪地裁で、同月29日には京都地裁で連続して判決が出されます。集会では、東京地裁判決・福岡地裁判決で認められた国の責任に決着を付けると共に、両判決では認められなかった建材メーカーの責任と「一人親方」に対する国の責任に風穴を開けることこそが両判決の意義であることが確認されました。

また、『死の棘・アスベスト 作家はなぜ死んだのか』の著者である加藤正文氏（神戸新聞）を講師に、作家である藤本義一氏が中皮腫で亡くなった事実を通して、私たちの生活全般に広がるアスベスト被害についてもご講演を頂きました（写真）。

集会には、国会議員16人、秘書70人を含む約400人が参加し、建設アスベスト被害の早期全面救済と被害根絶に向けて、新たな200万筆署名（衆議院・参議院各100万筆）を開始することを始め、さらに取り組みを強化することを参加者一同で確認しました。これまでの取り組みにより、すでに過半数を大きく超える国会議員が建設アスベスト被害の救済に向けた基金制度に賛同を寄せていますが、2008年5月の首都圏建設アスベスト訴訟の提起から現在までに143名もの原告が無念の死を遂げており、「命あるうちの解決」が急がれます。

（関西アスベスト弁護団 柳本哲亨）

**板橋 行政が行う健康の取り組みと連動して
第13回板橋健康まつり**

板橋センターでは行政とつながりを重視して取り組みを進めています。「健康21」の施策担当者を招

いて講習会を行い、4年前からは「いたばし健康づくりネットワーク会議」に参加して運営に関わってきました。健康まつりでは、パネル展示ブースを中心にセンターニュース、疲労蓄積度チェックリストなどを配布して自分の健康を調べようと呼びかけました。開催が平日のこともあり現役労働者は中々参加できませんが、シルバー世代が息子や、孫の働き方に目を向けてもらうように心がけています。

今年の「いたばし健康まつり」は13回目。主催は、いたばし健康づくりネットワーク会議と板橋区役所健康推進課サービス係が連携して、1年かけて取り組みます。今年は初めて区役所イベントブースで2日間プレ宣伝を行い呼びかけました。ネットワーク会議には102団体が登録されていて、参加体験型活動発表・健康チェック・講座・喫茶・販売と幅広く2日間かけて行われました。今年は圧倒的な中高年層以外に乳幼児を連れたママさんグループなどを始め、1200人が参加してさまざまな健康チェックを受けながら一喜一憂して賑わいを見せました。

（板橋センター 関澤光由）

**広島 追憶と祈り、そして光あふれる島
似島ウォーキングに15人**

11月28日、いの健広島の秋のウォーキングは「島を歩く7」として似島を歩きました。ガイドを含めて15人が参加。初めに広島県平和委員会の仁方越都夫事務局次長のガイドで戦争遺跡を訪ねました。日清戦争以来、この小さな島は戦争に翻弄されました。広島に大本営が置かれ、軍都としての役割を果たす中で、似島に陸軍検疫所が置かれました。戦地から帰った兵士が伝染病を持ち込むことを防ぐためです。水不足を補うために沢水を貯める貯水池、弾薬庫、人や馬の焼却炉、歩哨塔などをみて回りました。原爆投下後は、被ばくで負傷した人たちが1万人以上送られてきました。しかし、設備も薬品もなく6000人以上の人が息絶えたとのことでした。



戦争遺跡を訪ねた後は、下高山に上りました（写真）。道も整備され安全に登れます。頂上に立つと360度のパノラマが開き、美しい瀬戸内の風景を楽しみました。

（広島センター 重村幸司）

世界と密接につながる職場・地域の課題 全国労働組合総連合・国際シンポジウム

全労連・国際局長 布施恵輔

全労連は11月13-15日に国際シンポジウムを開催しました。オーストラリア、フランス、インド、インドネシア、韓国、米国の6カ国7人の海外友好労組代表・研究者と国内から180人が参加。21世紀に急速に進展した経済のグローバル化の現状と労働組合運動の国際連帯活動の発展を踏まえ、教訓や課題、強化方向等について議論しました。経済や労使関係に限って3日間の時間をかけたシンポは実に15年ぶりの開催でしたが、各国の労働組合との交流の積み重ねがあったため問題意識がかみ合ったシンポジウムになりました。詳細は、順次、全労連のWEBに掲載していきますのでご参照ください。

最低規制と社会的保護の強化を

議論を通じ、経済のグローバル化が急速に進行し、各国での新自由主義改革のもと特に労働コストの削減、労働組合の弱体化を意図した攻撃が強まっていることが明らかにされました。その攻撃に対抗するため、労働運動も国際的な連携をいっそう強化してグローバルな反撃構築が求められています。

また、国家による企業活動の規制が後退させられ、格差と貧困が加速度的に拡大するなかで、最低規制と社会的保護を強化・実現するたたかいがより重要になっています。このたたかいが各国で前進していることも明らかになりました。また、各国の共通の課題に加え、グローバル大企業の横暴に対する共同のたたかいを組織し、国際的な規制の実現を、協調してすすめていくことも共通認識となりました。攻撃が共通化し、資本が国境を越えて活動している今、グローバルな課題と自らの課題を結び付けてたたかうことが求められています。このことが各国の報告と日本の発言からも明らかになりました。

グローバルな視野でのたたかいを

今後には生かす点をいくつか挙げます。第一は、一連の攻撃には多くの共通項があり、労働運動も国際的な連携によるグローバルな反撃を構築していくことが重要です。今回のような国際シンポジウム、また、二国間の意見交換の場を継続的に持ち、日常的な情報交換をさらに密にすることが決定的に重要です。技術の発達により、資本がグローバルに展開することと同時に、労働組合や国民諸階層のたたかいもグローバルにつながるができます。国際連帯の重要性と可能性を痛感しました。



第二は、グローバル大企業が伸長し、国家による企業活動の規制が後退させられているもとで、拡大している格差に着目し、最低規制と社会的保護を強化・実現するたたかいがより重要になっていることです。各国で実際にたたかいが強化されていることも確認されました。特に、アメリカにおいて「15ドルのためのたたかい」が大きく発展していることは教訓的であり、国際連携をより強めて、最低賃金とリビングウェイジ（生活に最低限必要な給料額）を求める運動を各国でさらに発展させていく必要があります。また、移民労働者の権利、人権を守るたたかいの重要性も確認されました。

全労連としては、「社会的な賃金闘争」をいっそう強化し、最低規制を実現させていきたいと決意を新たにしました。また労働安全衛生の問題でも、1000人以上の犠牲者を出したバングラデシュ・ラナプラザ倒壊事故の教訓を待つまでもなく、グローバル大企業の搾取に苦しむ労働者が真っ先に犠牲になります。世界とつながるために、私たちの職場からの運動が必要になります。

第三は、経済のグローバル化と新自由主義改革の弊害が明白になるにつれて、各国で、また国際機関でも見直しの動きが強まっていること、労働組合の役割がいっそう高まっていることを私たちがもっと自覚すべきだということです。

第四は、グローバル大企業の横暴に対する共同のたたかいを組織し、国際的な規制を実現するたたかいを協調してすすめていくために、情報交換を密にし協力して反撃すると同時に、政策要求で足並みをそろえるなど、多面的なとりくみが求められます。

職場と地域で起こっていることは、世界と密接につながっています。グローバルな視野をもってたたかうことの重要性をさらに広げたいと思います。

実績を重ね、全県での開催をめざして 過労死防止シンポジウム 厚労省主催で29県 初開催8県

「過労死等防止対策推進法」をうけて、11月の啓発月間を中心に各地でシンポジウムが開催されています。開催実績のある29県（内1県は1月）は厚労省主催で開催。これまでの参加者は3000人を超えています。また、今年初めての県は自主開催として、実行委員会などを結成して取り組みました。来年1月から3月の開催を含めて8県で行われる予定です。実績を積み重ね、全県での開催とさらに充実したシンポにすることをめざしています。

兵庫 「勝つために逃げることも必要」

兵庫では11月13日に神戸市教育会館で開催。226名が参加しました。県労働局長、県政策労働局長、神戸市市民生活部長の挨拶の後、兵庫教育大学精神科医師の岩井圭司教授が「まだ大丈夫！という心の声より、疲れた体の声をよく聞き、誤った精神主義に陥らず、勝つために逃げることも必要」と講演しました。白水労働基準監督官より過労死防止大綱の説明の後、NHK全国高校放送コンテストで過労死遺族の思いを取材し、優秀賞を受賞したラジオドキュメント作品「息子が残した宿題」が放送され、過労死問題に真剣に取り組む高校生の姿が紹介されました。



続いて労働団体、IT企業の代表者、過労死防止兵庫センター今西雄介事務局長による過労死防止に向けた取り組みのリレートークが行われました。過労自死した家族の労災認定を求め闘われた3名の遺族が悲痛な心の思いを訴え、過重労働の後遺症に苦しみながら現状に立ち向かう青年の発言がありました。会場から労働組合、労働安全センター、関西学生ユニオン、過労死弁護団の労働現場の現状や過労死防止に取り組む活動が報告されました。

(兵庫センター 稲葉 健)

東京 会場からはたくさんの質問も

東京では11月19日、厚労省主催、東京都後援、そして協力団体として過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議が名を連ねて、イイノホールで開催

されました。参加者は335人。冒頭に主催者を代表して東京労働局長のあいづがありました。シンポジウムは川人弁護士がコーディネーター、パネリストとして玉木過労死弁護団事務局長、宮本新日鉄住金君津製鉄所総括産業医、山崎日本福祉大学大学院特任教授からそれぞれの持ち場の専門性を発揮した発言があり、過労死等防止法、そして過労死等防止大綱をより生かし実体化していくうえで有意義な内容でした。会場からも時間内にさばききれないほどの質問も多く寄せられ関心の深さがうかがわれました。また、5人の遺族の訴えには会場が音もなく静まり返り、切実な訴えに大きな拍手が巻き起こりました。閉会のあいさつに立った全国過労死を考える家族の会西代表は過労死をゼロにし、健康で働き続けられる社会を目指して奮闘する決意が表明され、参加者も拍手でその呼びかけに答え充実した集いは幕を閉じました。(東京センター 色部 祐)

長崎 地域組織が連携して運動を大きく

11月14日、長崎県で初めて「過労死等防止」のつどいを開催しました。開催にあたり長崎労働者の健康問題懇談会が大きな原動力となりました。



過労死弁護団の松丸正弁護士が「命や家族より大切な仕事ってなんですか」と題して記念講演。異常な働かされ方の背景には、過労死ラインを超える36協定の締結があり、特別条項による労働時間の「液状化」を問題視。労働時間の適正把握がされていないと過労死防止はできない、職場での取り組みが重要と述べられました。

過労死を考える家族の会の西垣迪世氏は、過労死は「社会の問題」であり、亡くなった「息子からの宿題」と考えて訴えをつづけており、異常な働き方を要求されて大切な息子さんを失った家族の苦しみに参加者も胸を打たれる思いでした。このつどいを契機に、地域組織が連帯して過労死を起こさせない運動を大きく発展させていきます。

(長崎センター 大塚正一)